

い にん じょう
委 任 状

れい わ ねん がつ にち
令和 年 月 日

いわくにしちょう さま
岩国市長 様

しんせいしゃ 申請者 ほんにん (本人)	じゅう しょ 住 所					
	し めい 氏 名	㊞				
	せいねんがっぴ 生年月日	めい じ たいしょう しょうわ へいせい 明治・大正・昭和・平成	ねん 年	がつ 月	にち 日	
	でんわばんごう 電話番号	— —				

わたし い か もの だいにん まどぐち い ひと さだ もの つぎ けんげん てつづ
私は以下の者を代理人（窓口へ行く人）と定め、この者に次の権限（手続きをすること）を委任します。

だいにん 代理人	じゅう しょ 住 所					
	し めい 氏 名					
	せいねんがっぴ 生年月日	めい じ たいしょう しょうわ へいせい 明治・大正・昭和・平成	ねん 年	がつ 月	にち 日	
だいにん 代理権 いにんじこう 委任事項	☐ いりょうひじょせいじぎょう にゆうようじ おや じゅうどしんしんしょうがいしゃ 医療費助成事業（乳幼児・こども・ひとり親・重度心身障害者）					
	☐ じりつしえんいりょうひ こうせいりりょう いくせいりりょう せいしんつういんいりょう 自立支援医療費（更生医療・育成医療・精神通院医療）					
	☐ しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳		☐ せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳			
	☐ とくべつじどうふようてあて 特別児童扶養手当		☐ とくべつしょうがいしゃてあて 特別障害者手当			
	☐ しょうがいふくしてあて 障害児福祉手当		☐ けいかてき ふくしてあて (経過的) 福祉手当			
	☐ かいご くんれんとうきゅうふひ しょうがいふくし 介護・訓練等給付費（障害福祉サービス）			☐ しょうがいじつうじょきゅうふひ 障害児通所給付費		
	☐ ほ そうぐ ひ 補装具費		☐ けい ど ちゅうとうなんちようじほちようきこうにゆうひとうじょせいじぎょう 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業			
	☐ にちじょうせいかつようぐきゅうふじぎょう 日常生活用具給付事業		☐ しょうにまんせいとくていしつべいじどうとうにちじょうせいかつようぐとうきゅうふじぎょう 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具等給付事業			
	☐ にちちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業		☐ ほうもんにゆうよく じぎょう 訪問入浴サービス事業		☐ いどうしえんじぎょう 移動支援事業	
	☐ その他（ ）					

ちゅうい 注意	1. この委任状は、申請者（本人）がすべて記入し、押印してください。 2. 代理人の身元確認を行いますので、代理人の身分証明書をご持参ください。 3. 委任状に不備があると、申請を受理できない場合があります。
------------	--

代理人の 身元確認	☐ 免許証 ☐ 個人番号カード ☐ 免許証 ☐ その他（ ）	確認者
--------------	---	-----

代理人が申請する場合

マイナンバーが記載された申請書類を代理人から受理する場合、個人番号誤り・なりすましを防ぐため、(ア)～(ウ)の確認が必要となります。

- (ア) 申請者本人の代わりに手続きをする人が、代理権（申請者本人に代わって契約などの法律行為を行う権限）を持っていることの確認
- (イ) 代理人（申請者本人の代わりに手続きをする人）の身元確認
- (ウ) 申請書に記載した申請者本人の個人番号が正しいものであることの確認

必要書類		
(ア) 代理権の確認	法定代理人（親権者、未成年被後見人、成年後見人）	☐ 戸籍謄本その他その資格を証明する書類
	任意代理人（法定代理任以外の代理人は全て任意代理人となります）	☐ 委任状（裏面をご利用ください）
(イ) 代理人の身元（実存）確認	※（イ）については、①または②を満たしていること	
	① 右の書類のうち1つ	☐ 個人番号カード（表面） ☐ 運転免許証 ☐ 運転経歴証明書 ☐ 旅券 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 戦傷病者手帳 ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ （写真付き）住民基本台帳カード・学生証・国又は地方公共団体の機関が発行した免許証・許可書若しくは資格証明書等
	② 右の書類のうち2つ	☐ 公的医療保険の被保険者証 ☐ 医療受給者証 ☐ 年金証書 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 母子健康手帳 ☐ 納税証明書 ☐ 代理人名義の預金通帳 ☐ 福祉優待乗車証 ☐ （写真なし）住民基本台帳カード・学生証・国又は地方公共団体の機関が発行した免許証・許可書若しくは資格証明書等
(ウ) 申請者本人の個人番号確認	右の書類のうち1つ	☐ 個人番号カード（裏面）又はその写し ☐ 通知カード（現在の住所・氏名と一致するものに限る）又はその写し ☐ 個人番号が記載された住民票又はその写し ☐ 住民票記載事項証明書又はその写し ※ <u>対象者が児童（18歳未満）の場合は、併せて対象者の個人番号確認（上記のうち一つ）も必要です。</u>